



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 82号 2010.6.19 発行 社会政策研究所

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会福祉施設経営者協議会から、政府の検討状況に対し2つの意見書が出されています。「新しい公共」についてと、特別養護老人ホームの運営についてです。紹介します。【kobi】

平成 22 年 6 月 1 日

「新しい公共」についての意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国社会福祉施設経営者協議会

### 1. 国の福祉への公的責任の後退は認められない

「新しい公共」円卓会議の資料において、「新しい公共」とは「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働」の場であるとされている。しかし、社会福祉への国、地方公共団体の責任が曖昧にされ、公的責任が後退することがあってはならない。

「新しい公共」円卓会議作業チームの資料によれば、

- ・ 政府によって全ての社会的課題は解決できない
- ・ ゆえに「スリムな政府・大きな公共」へ
- ・ これまで政府がしてきたソーシャルサービスは誰が行うのか

ともされている。

### 2. 社会福祉法人とその事業への適正な評価が必要

社会福祉法人は戦後、社会福祉事業法の下に設立された法人組織であり、これまで一貫して、わが国の社会福祉を担ってきた。現在では高齢者、障害者、児童等の分野で、220万人超を対象として福祉サービスを提供するなど、わが国の福祉の基盤をなしている。そして、今後も社会福祉の人的、物的な社会資源として社会福祉法人は社会的な使命を担っていくものである。

一方、「新しい公共」円卓会議検討過程の作業チームによる社会事業法人(案)の検討資料では

- ・ 社会福祉法人など既存の福祉団体は補助金漬け、行政の下請け化し、独自の事業を展開できない
- ・ 行政との密着で非効率

さらに、「新しい公共」宣言(案)においても、「依存型の補助金や下請け型の業務委託」との表現がある。

社会福祉法人とその事業への適正な評価がなされているとは言えない。

### 3. 社会福祉法人を活用すべき

社会福祉法人は極めて高い公益性・公共性をもった法人である。また、福祉サービスの質の確保と事業の継続性を担保するため厳格な基準のもと組織された非営利法人である。その位置付けのもとに、法人解散時には、その財産は国庫に帰属することになる。

現在でも、株式会社等が社会福祉事業へ参入する場合、社会福祉法人を設立し、事業を運営する例は存在している。第一種社会福祉事業は公費をもったの運営であり、実施主体は非営利で持ち分権のない社会福祉法人が行うこととされている。

しかし、今般、検討されている社会事業法人は、市場原理に基づき、ソーシャルビジネスの名の下に、持ち分を認めつつ、企業活動を支援する観点からの設計とされている。無制限に社会福祉事業への参入を認めることは、社会福祉制度を根底から覆すものであり、容認することはできない。

平成 22 年 6 月 1 日

特別養護老人ホームへの民間参入拡大（運営主体規制の見直し）について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会福祉施設経営者協議会 会長 高岡 國士

特別養護老人ホームの設置主体は、現行制度の枠組みを堅持すべきです。

特別養護老人ホームは、利用者の状態や所得に左右されることなく、サービスの必要な方々に対して必要なサービスを提供しています。最近では、終の棲家として、特別養護老人ホームで終末を迎える利用者も増えており、今後、このような方々への対応はますます重要になると考えています。

特別養護老人ホームを経営する事業は、その利用者の特性や事業の内容に鑑みて介護保険制度創設後も引き続き社会福祉法上の第一種社会福祉事業として規定されています。

第一種社会福祉事業は、とりわけ高い公益性と事業の継続性・安定性が求められるため、実施主体が限られると同時に、その中心である社会福祉法人は民間事業者でありながらも極めて厳しいルール（規制）のなかで事業運営を図っています。

社会福祉事業、社会福祉法人制度に対する十分な検証を経ずに、特養の運営主体規制を見直して株式会社等の参入を可能とするとともに、イコールフットィングのもとに規制を廃止することは、利用者の最善の利益を守る観点に立てば、次のような影響が危惧されます。

利用者負担額が増大し、中所得階層以下の国民が入所型介護サービスを利用できなくなる。

多くの国民は、低い負担での特養への入所を希望しています。これを可能としているのは、施設整備に対する各種制度（交付金や低利融資制度、補足給付（特定入所者介護サービス費）等）の活用により、現在の利用者負担水準が実現されています。

各種制度が廃止された場合、介護報酬にこれら費用が算入されなければ、利用者負担の増を求めない限り、サービスの提供が困難となります。

介護施設で働く職員の処遇が悪化する

企業等が参入することで、例えば株主配当も可能となり、かつ、役員報酬にも制限がなくなります。これらのコストは、居住費・食費等の利用者負担に転嫁されるか、従事者の処遇切り下げで捻出するかのいずれかしか選択肢がありません。

また、多くの社会福祉法人は提供するサービスの質を確保するため、現行の人員配置基準以上に充実した職員配置をしていますが、株式会社にあっては基準を超える配置は想定できません。

税・介護保険料として国民から拠出された財源が、介護以外に流出する

企業等の参入拡大は、資金（介護収入）の社会福祉事業以外への流出が認められることにつながり（介護収入の用途制限撤廃）企業等の他事業への流出が可能となります。

なお、特別養護老人ホームへの入所待機者の解消にあたっては、社会福祉法人の更なる活用を基本としつつ、例えば、厚生労働省をはじめとする関係省庁が推進している次のような施策の重点的な整備、充実も求められます。

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、住み慣れた地域において高齢者にとっての安心生活を確保できる専用住宅などの居住系サービスや在宅サービス

軽度の要介護者へは、住居・見守り・食事・医療・介護等の提供などが包含されたケア付きの居住系サービスによる生活の安心を支える施策

以上